

令和7年度奨学のための給付金 新入生に対する早期給付申請について

奨学のための給付金とは

埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。

生活保護(生業扶助)受給世帯又は住民税の所得割が非課税の世帯が対象で、在籍校や世帯区分に応じた額の給付を受けることができます。

早期給付申請とは

・令和7年度新入生のうち、希望する世帯に対して、給付年額の3か月分(4月から6月分)を早期に給付する制度です。

・早期給付申請をした場合、9か月分(7月から3月分)を受給するためには、7月以降に改めて申請を行う必要があります。各提出書類も、改めて御用意いただきます。

・早期給付申請と一般申請がともに対象となった場合でも、給付される年額が増えるわけではありません。

・埼玉県が認可した高等学校等(県内校)に在籍している場合、在籍校を経由して申請を受け付けます。奨学のための給付金の振込も県から学校に振り込みます。申請方法や振込時期の詳細については、在籍する学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる世帯

・基準日(原則は令和7年4月1日)現在で、以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。ただし、生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別養育費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支給対象となっている場合は対象となりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①令和7年度新入生(新1年生)である②生活保護(生業扶助)受給世帯^{*1}又は非課税世帯^{*2}である^{*3}③保護者等^{*4}が埼玉県内に住所を有している④生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く) |
|---|

*1 生活保護(生業扶助)受給世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯を指します。

*2 非課税世帯とは、令和6年度(非)課税証明書に記載されている保護者等(親権者)全員の定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯を指します。

*3 令和6年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和6年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。

*4 「保護者等」は原則親権者を指しますが、親権者が不在の場合等の例外もあります。詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問合せください。

給付額

給付額は以下のとおりです。在籍校及び世帯区分により給付額が異なります。

在籍校	世帯区分	給付額(早期給付申請分)
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護(生業扶助)受給世帯	13,150 円
全日制の高等学校等に在籍	非課税世帯	38,000 円
通信制の高等学校等に在籍 高等学校等専攻科に在籍		13,025円

提出書類

給付額は以下のとおりです。在籍校及び世帯区分により給付額が異なります。

提出書類	書類が必要となる世帯区分
①埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書(表・裏)	全世帯
②委任状	全世帯
③世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの) ・基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
④生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ・基準日以降に証明を受けたもの	生活保護(生業扶助)受給世帯
⑤保護者等全員の令和6年度(非)課税証明書 ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの ・控除対象配偶者のものも提出してください。	非課税世帯

本事業に関するお問合せ

申請に関することは、各学校にお問い合わせください。

制度に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL:048-830-2725(平日:午前8:30~午後5:15)

より詳しく知りたい方はこちら

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

埼玉県総務部学事課